

徳島県公安委員会告示第13号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり板野郡松茂町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、公示する。

令和5年9月8日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意

1 合意した者

- (1) 徳島バス株式会社
- (2) 徳島県公安委員会
- (3) 松茂町長
- (4) 北島町長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称
鍋川橋 広島西 広島ランプ 広島 笹木野 徳島阿波おどり空港

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
松茂町地域コミュニティバス運行事業者 松茂町長 吉田 直人	自家用運送	松茂町地域コミュニティバス

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2の乗合自動車の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と3の運行事業者との運行時刻等についての調整